

70歳以上の
皆さまへ

医療保険制度の見直し を行いました

平成29年4月から保険料、8月から支払い上限額が変わります。

75歳以上の方

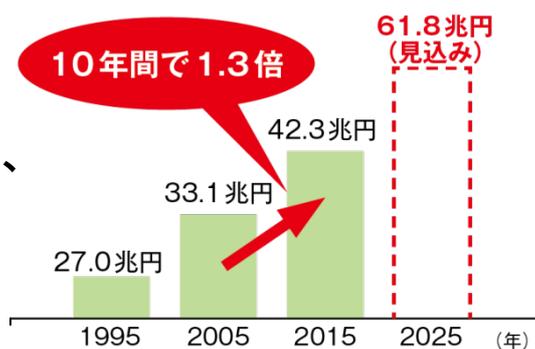
70歳以上の方

この10年間で、

70歳以上の高齢者の数は**1.3倍**になり、
国民医療費は**1.3倍**になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、
国民医療費の総額は、
61.8兆円にもなる見込みです。

国民医療費の推移



皆さまが窓口でお支払いいただく医療費は、
医療費全体のごく一部です。

右の図のように、医療費の大半は、
毎月納めていただく保険料や、
税金でまかなわれています。

医療費の財源構成



※後期高齢者医療制度の場合

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、
次の2つを見直します。皆さまのご理解をお願いいたします。

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、
**高額療養費の上限額が
変わります**

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、
**医療保険料の軽減率が
変わります**

詳しくは中面をご覧ください

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

| 適用区分 | | 外来 (個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
|--------|------------------------------|--------------|--|
| 現役並み | 課税所得 145万円以上の方 | 44,400円 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円※2) |
| | 課税所得 145万円未満の方(※1) | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税 | II 住民税非課税世帯 | 8,000円 | 24,600円 |
| | I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) | 8,000円 | 15,000円 |

平成29年8月から

| 外来 (個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) |
|------------------------------|--|
| 57,600円 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円※2) |
| 14,000円 年間上限 14万4,000円 | 57,600円 (多数回 44,400円※2) |
| 8,000円 | 24,600円 |
| 8,000円 | 15,000円 |

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

お問合せは
こちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高額療養費制度

検索



▲高額療養費の詳細内容については、こちらからも確認できます

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、 医療保険料の軽減率が 変わります

75歳以上の方の保険料は、

- ①年収に応じて納めていただく部分(所得割)と、
- ②全員に納めていただく定額部分(均等割)があります。

平成29年4月から、75歳以上の方の保険料が下のよう
に変わります。

1 所得割の額が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、
特例的に**5割軽減**されていましたが、
29年度は**2割軽減**になります。
(均等割の定額部分は変わりません)



2 均等割の額が変わる方

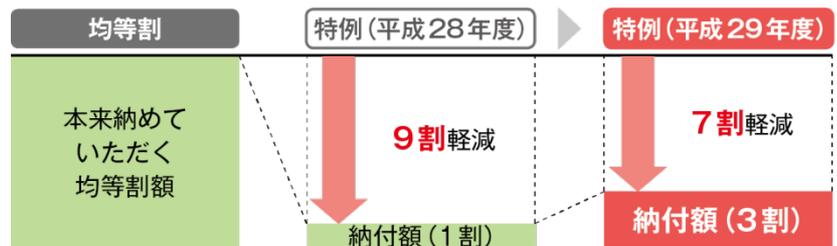
元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、
特例的に**9割軽減**されていましたが、
平成29年度は**7割軽減**になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、
前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、
後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。
そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、
実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

引き落とし額の間違ひではありませんので、
ご注意ください。

[引き落とし額の例] 元被扶養者に該当する方の場合

| 平成28年度の保険料額 年額 4,530円 | | | | | | |
|---------------------------|------|------|--------|--------|--------|--|
| 700円 | 700円 | 700円 | 830円 | 800円 | 800円 | |
| 平成29年度の保険料額 年額 13,590円 | | | | | | |
| 800円 | 800円 | 800円 | 3,790円 | 3,700円 | 3,700円 | |
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | |

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

お問合せは
こちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高齢者医療制度

検索



▲保険料の詳しい内容については、こちらからも確認できます

支払い上限額の見直しについて

Q なぜ高額療養費を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

医療費の負担の上限額は、同じ年収であっても、高齢者のほうが若者世代よりも低く設定されています(下図)。世代間の公平を図るため、高齢者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

上限額の比較 ※ 70歳以上の方の上限額は、平成29年7月診療分までのものです。

| 70歳以上の方 | | 年 収 | 69歳以下の方 |
|----------|-----------------------|--|---------------------|
| 外来(個人ごと) | 約80,100円 (44,400円) | 約370万円以上の方 | 約252,600円(140,100円) |
| 44,400円 | 約370万円までの方 | | 約167,400円(93,000円) |
| 12,000円 | 44,400円 | 約370万円までの方 住民税非課税世帯 住民税非課税世帯 (所得一定以下) | 約80,100円(44,400円) |
| 8,000円 | 24,600円 | | 57,600円(44,400円) |
| | 15,000円 | | 35,400円(24,600円) |

Q 70歳以上なのですが、私は、8月から窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

医療費の上限額は、収入に応じて決まります。8月からご自身の上限額がいくらになるのかについては、ご加入の保険者にお問い合わせください。

保険料の軽減率の見直しについて

Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 75歳以上なのですが、私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 6～7月ごろに送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年6～7月ごろに、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割額が9割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただきます。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 元被扶養者なのですが、私の保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成29年度は、均等割が7割軽減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年6～7月ごろにご加入の保険者から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

